

青井被災市街地復興土地区画整理事業に係る意見書要旨及び市見解

参考資料 2

意見書提出者：1人（内、縦覧場所での縦覧者：4人）

意見番号	意見書の要旨	意見書に対しての市の見解
1-1	<p>青井神社の参道整備計画について、これまで観光面で「人吉は九州の小京都」うたっている面もあるが、</p> <p>私に言わせると、市内どこにも昔の面影を残している街並みが無く、観光客に対し非常に恥ずかしい思いをしていた。</p> <p><u>新しい参道は、球磨川右岸堤防道路から禊橋交差点まで幅員最低6m以上とし、観光客 買い物客がゆっくり散策出来る歩行者専用道路としたらいかがか。</u></p> <p><u>両側の建物は、地権者と協力し「昔の建屋景観」に配慮した特別風致地区として、行政住民一体となり思い切った門前町、整備計画にして頂きたい。</u></p>	<p>「参道幅員を6m以上とし、歩行者専用道路としてはいかがか」とのご提案につきまして、本市におきましても、地区別懇談会でのご意見も踏まえ、整備方針（案）の中で門前町とした観光交流拠点街区の賑わい形成軸となるような参道の整備を考えており、最大幅員10mの歩行者優先道路とした参道整備を検討しております。</p> <p>また、「建物の景観に配慮した特別風致地区にしては」とのご意見につきましては、本市におきましても、これまで青井阿蘇神社周辺は景観形成重点地区に指定し、建築行為や開発行為に対する、ある一定のルールを設けておりますが、さらに、被災市街地復興推進地域内において、地区計画制度による景観等に配慮した建物の規制や土地利用に関する計画の適用を目指したいと考えております。</p> <p>ご意見の風致地区制度、地区計画制度等の適用については、今後設置するまちづくり活動組織等でもしっかりと検討させていただきます。</p> <p>また、復興まちづくり計画において「青井阿蘇神社を中心とした歴史文化・賑わい形成」を青井地区の将来像として掲げておりますことから、門前町整備と併せ、景観に配慮したまちづくりについても検討して参ります。</p>
1-2	<p>なお、国道445号の幅員は14mで計画、地元にも説明してあるが、</p> <p><u>百年に一度の新しい町づくり計画です、思い切って両側歩道部分の幅を、更に1~2m広く確保し買い物客（観光客）等が楽しんで散策出来る様に変更出来ないか。</u></p> <p>この場合、市民の熱意、住民の方 地権者の理解が最重要になります。</p>	<p>国道445号は、都市機能上必要な道路幅14mで昭和43年に都市計画決定され、整備が進められています。</p> <p>人吉グランドデザインの中では、賑わい・交流連携軸を形成する道路として位置付け、沿道も含めた一体的な空間づくりを目指しています。</p> <p>ご提案の内容については、今後設置するまちづくり活動組織等での議論の中で参考といたします。</p>